

船舶事故等調査報告書

平成22年11月25日

運輸安全委員会（海事専門部会）議決

事故等番号	2010広第116号	
事故等種類	乗揚	
発生日時	平成22年7月13日 13時30分ごろ	
発生場所	愛媛県今治市大新田町 ^{おおしんでん} 突堤建設工事現場 大浜 ^{おおほま} 潮流信号所から真方位143°650m付近 (概位 北緯34°05.1'、東経132°59.7')	
事故等調査の経過	平成22年7月21日、本事故の調査を担当する主管調査官（広島事務所）を指名した。 原因関係者から意見聴取を行った。	
事実情報 船種船名、総トン数 船舶番号、船舶所有者等	A 押船 第一 ^{はやとも} 早鞆丸、69.02トン 122065、馬越海運有限会社 B はしけ ようこう1011、953トン なし、馬越海運有限会社	
乗組員等に関する情報	船長、四級海技士（航海）	
死傷者等	なし	
損傷	A：なし B：船底部に凹損	
事故等の経過	A船は、船長ほか3人が乗り組み、捨石約1,600トン積載したB船を押して、大新田町沖の突堤建設工事現場に至り、微速力で移動中、平成22年7月13日13時30分ごろ、B船が浅所に乗り揚げた。	
気象・海象	気象：天気 雨、風向 北東、風力 1、視界 良好 海象：潮汐 下げ潮の初期、海上 平穏	
その他の情報	A船は、船首約3.0m、船尾約3.4mの喫水で、B船は船首尾約3.0mの喫水であり、乗揚場所付近は、突堤建設工事中で、水面下に捨石があった。	
分析	乗組員等の関与 船体・機関等の関与 気象・海象の関与 判明した事項の解析	あり なし なし A船は、B船を押して大新田町沖の突堤建設工事現場で移動中、建設中の突堤付近に捨石があることに気付かなかつたため、B船が捨石に乗り揚げた可能性があると考えられる。
原因	本事故は、A船が、B船を押して大新田町沖の突堤建設工事現場で移動中、建設中の突堤付近に捨石があることに気付かなかつたため、B船が捨石に乗り揚げたことにより発生した可能性があると考えられる。	